

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/1/30~2007/8/8 第 56 回委員会以降)

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/1/30~2007/8/8 第 56 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
759	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	07/2/15	「「事業中の 5 ダムについて当面実施すべき施策について」(平成19年1月30日淀川水系流域委員会)に関する意見」が寄せられました。別紙759-1をご参照下さい。
760	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	07/2/13	「最終運営委員会(1月22日)向けに提出した意見書を参考までに公表しておきます。」が寄せられました。別紙760-1をご参照下さい。
761	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	07/3/29	「<答申「住民参加のさらなる進化に向けて」を批判する>」が寄せられました。別紙761-1をご参照下さい。
762	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	07/3/30	「失望した答申書「住民参加のさらなる進化にむけて」」が寄せられました。別紙 762-1 をご参照下さい。
763	淀流委ウォッチャーズ・クラブ 細川ゆう子氏	07/5/27	「やはりレビューすべきは河川管理者だった」が寄せられました。別紙 763-1 をご参照下さい。
764	今本博健氏	07/6/19	「淀川水系河川整備基本方針素案への意見」が寄せられました。別紙764-1をご参照下さい。
765	今本博健氏	07/8/1	「淀川水系流域委員会の再開に際して」が寄せられました。別紙765-1をご参照下さい。
766	酒井隆氏	07/8/1	「「河川を住民に取り戻そう」当日、傍聴者発言要旨」が寄せられました。別紙766-1をご参照下さい。
767	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	07/8/2	「第 3 次淀川水系流域委員会について」が寄せられました。別紙767-1をご参照下さい。
768	酒井隆氏	07/8/6	「「しっかりしてや!! 流域委員会」～河川整備基本方針差し戻しにむけて～」が寄せられました。別紙768-1をご参照下さい。
769	岡田豊一氏	07/8/8	「淀川河川事務所が、清くて悠久の宇治川を澱(淀)んだ川にした?。」が寄せられました。別紙769-1をご参照下さい。

2007年2月15日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田 秀雄

「事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について」(平成19年1月30日 淀川水系流域委員会)に関する意見

1、第56回淀川水系流域委員会は審議資料4「事業中の5ダムについての当面実施すべき施策について(案)」を承認し河川管理者に提出されました。この意見書の「3

天ヶ瀬ダム再開発関連」の内容は、記述の理解できないところ、性質の異なる問題をひとつの文章にしているところ、また事実誤認があるのではないかということで流域委員会の意見書としては瑕疵があると考え、精査していただきたいと考えます。

2、意見書の7ページの「3-1 天ヶ瀬ダムの放流能力」の項で(1)「放流能力の増大」の「放流能力の増大量は、琵琶湖の後期放流の計画放流流量から1500m³/秒とされているが、残流域からの出水はそれを超える洪水もありうることを考慮すると、塔の島地区の流下能力の増大限界に応じたさらなる検討が必要である。」という文章は理解に苦しむ内容です。「残流域からの出水はそれを超える洪水もありうる」とは宇治川洪水のことを指していると考えられます。琵琶湖の後期放流は計画的放流で性質の異なるものです。この文章は、宇治川洪水と琵琶湖後期放流という性質の異なるものをひとつの文章にしているために理解できない内容となっていると考えます。宇治川洪水と琵琶湖後期放流は分けるべきです。

現段階の宇治川の河川整備の基本は、昭和46年の「淀川水系工事実施基本計画」における「宇治地点(宇治橋付近)の計画高水流量1500m³/秒」と考えます。宇治川洪水は宇治橋から上流、瀬田川洗堰までの流域で2日間で272mmの降雨があった場合、大戸川ダムと天ヶ瀬ダムで洪水調節して天ヶ瀬ダムで1200m³/秒、宇治橋付近で1500m³/秒ということです。

琵琶湖の後期放流は宇治川が1500m³/秒の流下能力をもった時、その河川を利用して流すという計画です。

琵琶湖の後期放流は、流量250m³/秒の大戸川が合流するため(大戸川ダムは当面実施しない方針となった)、瀬田川洗堰から1500m³/秒を流すことは出来ません。そして「放流能力の増大量は、琵琶湖の後期放流の計画放流流量から1500m³/秒とされているが、」と記述されていますが、天ヶ瀬ダムではその下流で志津川や宇治川発電所の60m³/秒が合流するため天ヶ瀬ダムが1500m³/秒の放流能力をもったとしても、宇治橋付近計画高水流量1500m³/秒を変えない限り、天ヶ瀬ダムで1500m³/秒は放流でき

ないのです。

また「塔の島地区の流下能力の増大限界に応じたさらなる検討が必要である。」と記述されていますが内容の理解に苦しんでいます。塔の島地区の流下能力の増大限界は何によって判断するのかという問題があります。仮に塔の島地区の流下能力の増大限界が環境・景観に配慮した場合1300 m³/秒である時はそれを考慮して天ヶ瀬ダムの放流量を検討せよということでしょうか。

3、「3-4 宇治川塔の島地区の流下能力」の項で、「宇治川塔の島地区の流下能力の増大では、この地区の歴史的・文化的景観を考慮して、河床掘削を極力抑止するとともに、越水にも耐えられるように堤防を補強する必要がある。なお3mの河床掘削を前提として、既の実施されている左岸側の導水暗渠、締切堤、落差工、および右岸側の護岸工、といった洪水の流下を阻害している構造物を撤去する必要がある。また、宇治川の堤防については、とくに左岸側に堤防幅の狭い地域が存在しており、他の地区にもまして堤防の安全性については、より十分な精査を行ったうえで堤防強化をすべきである。」と記述されています。この文章は精査して分けるべきと考えます。

まず「宇治川塔の島地区の流下能力の増大では、この地区の歴史的・文化的景観を考慮して、河床掘削を極力抑止する。」で文章を切り、「なお3mの河床掘削を前提として、既の実施されている左岸側の導水暗渠、締切堤、落差工、および右岸側の護岸工、といった洪水の流下を阻害している構造物を撤去する必要がある。」と続けるべきです。

「越水にも耐えられるように堤防を補強する必要がある。」という記述は堤防全般についての記述であり、後ろの「宇治川の堤防については、とくに左岸側に堤防幅の狭い地域が存在しており、他の地区にもまして堤防の安全性については、より十分な精査を行ったうえで堤防強化をすべきである。」のところをもってゆき、「宇治川塔の島地区」と別に「宇治川の堤防強化」の項を起こして記述すべきと考えます。そしてこれは宇治川洪水の時の話になります。琵琶湖後期放流で越水ということは計画にありません。

塔の島地区は基本的に掘り込み河道です。仮に塔の島地区で越水を想定するということになれば、周辺の家屋はむちゃくちゃになり平等院は壊滅するということになります。

最終運営委員会(1月22日)向けに提出した意見書を参考までに公表しておきます。

淀川水系流域委員会

住民意見聴取・反映WG 殿

リバープロジェクト

木村 俊二郎

先に出された住民意見・反映の答申書について意見を述べます。

①「専門知識を有する住民」とか「知恵を醸成してきた住民」「知恵のない住民」に大別することはできないと思います。専門知識を有する住民と知恵のあるなしは同じ次元ではないと考えるからです。

②どうしてもこの分類を使うなら「河川に感心のある住民」と「河川に余り感心のない住民」に置き換えることは可能ですが、そうするなら「3つに大別できる。」ではなく「などのグループがある」くらいの表現の方が妥当でしょう。

③河川法は対象住民を特定していません。将来誰かが住民を絞り込んできたときのためにも関係住民は可能な限り広げておいたほうが良いと思います。進んで特定しなければならないことの意味が不明です。

④住民のグループ分けして分析していますが、住民意見聴取反映には全く必要が無い記述です。結果としてそのような住民のグループが意見聴取の対象になったとしても初めから限定する必要はありません。何の必要があってグループ化して差別する必要があるのか、またここに明記しなければならないのか、その必然性はないと思います。

⑤18p 下の部分ですが、母集団部分と 2-1-1 の母集団部分は統一して一箇所に書きこめばいいのではないですか。論理的にも整理されていないように思います。

⑥2-1-2 は住民をグループ分けし、その分析が行われていますが、この項は全く必要がないのではないですか。グループの分析が住民意見の反映に何の関係があるのですかといいたいのです。グループ分けにかなりのスペースを割っていますが、最初に書いたように分類そのものが非科学的です。個々の知恵のあるなしは判別できても、知恵の範囲が不明確な以上、これをキーワードの住民の分類をしても科学的ではありません。分類の方法と併せてどの程度の人が各グループに所属するのか想定もできません。

⑦量的な調査という言葉は私は使いましたがアンケート調査でもいいです。本当はサンプリング調査あるいは住民意識調査がいいのですが。この調査を行うことによって「余り河川に

感心のない住民」の意見聴取も行うことが可能になります。量的な調査は「あまり意見を発現しない人たち」も調査対象ですし、勿論この人たちの意見も調査データには出てきます。このことから住民のグループ分けが余り意味を持たないことになります。

2-2 についての意見を述べます。

① 現地で現場で具体的に直接住民と対話することが第一であって、常設が“基本的に重要”とは思いません。情報は媒体を通すことによって劣化するものである以上、直接対話がベストであることは明白です。

② ただこれだけでは受け入れられる住民意見の情報が限られるので、常設窓口を設け、住民意見を広く受け入れることもまた大切であることには変わりありません。

③ 河川レンジャーはまだ試行段階がスタートしたばかり。この段階ですでに変質する恐れが出てきたことは不謹慎そのものではないですか。河川レンジャーは一定の権限と義務を持っている制度ですが、その権限と義務を持って変質とするなら住民側にとって脅威になることは目に見えています。あまりにも軽い河川レンジャー制度ではないですか。まず、きちんと本来の趣旨に沿って実施することが最優先事項です。

④ 専門部署の設置は、河川管理者にまかせ、やらなければならない仕事内容を明記すべきというのが私の意見です。情報の集約と共有を計る仕事、特に量的な住民意見と質的な住民意見をクロスさせるような作業はかなりの専門知識を必要とし、しかも作業量もかなりあると思われるから専門的に処理する人は必要とは思いますが、それは河川管理者の仕事です。

⑤ 専門家パネルは「ガス抜き装置」そのものになりはしませんか。住民が意見を言う場合、その代表は住民に選ぶ権利があり、誰かを通さなければならないということではないと思います。なぜ直接意見を言うことを避けるのですか。この制度そのものの存在する意味が不明です。またなぜ当事者でないことが求められるのか。中立であることの意味は何なのか。また記述されているような人物は実際には存在するのですか。机上の空論ではありませんか。

⑥ その他いろいろ量的には多くの事が書かれていますが、このような答申は必要にして十分な内容でなければいけないと考えます。それには程遠い内容になっていませんか。項目も含めて再検討が必要だと私は考えていますが、時間的な余裕はもうないようです。

⑦ 第3章では、「合意形成にむけて」と題して各ステップの内容を記述し、合意形成へのロードマップを提示すべきでしょう。このロードマップこそ有識者が集まった淀川水系流域委員会に求められているものではないですか。河川管理者だけでは出来ない作業であることは充分理解できます。ですから淀川水系流域委員会に諮問されたのではないですか。今回の淀

川水系流域委員会はその責務を半分しか果たさなかったと私は考えています。

第2章住民参加のさらなる進化に向けて（修正文案）

2-1 河川整備に向けた意見聴取のあり方

住民意見の聴取するにあたって質的な調査と量的な調査がある。質的な調査には文書によるものや面接によるものなどがあり、量的な調査は主としてサンプリングによるアンケート調査などによって行われる。この二つの聴取方法は相互合い補完するものであり、この二つの聴取を組み合わせ、またデータを積み重ねることによって住民意見の全体像が推定されてくるようになる。

これまで住民意見の聴取として量的な調査は等閑にされがちであったが、新たに量的な聴取を行うことによって、これまで余り表面に現れなかった住民の意見も明らかになってくる。

住民の意見を聴取するに先立って、考えておかなければならないことがある。その一つは十分な情報開示が行われているかであり、もう一つは住民にある程度理解（十分な理解を望みたいがそこに達することが決して容易ではないのでここでは“ある程度”に止める）ができていくかということである。特に後者については、地域の有力者等特定の人を除いて事前に河川整備の内容の説明されることはこれまで無かったが、河川法が改正された現在、一般住民に対しても十分な理解を得るための努力をしなければならない。これは今端緒についたばかりであり、今後の河川行政の重要な課題である。

一般住民の河川に対する理解を促すためには、河川管理者が現地で具体的に住民と対話することが最も大切であることは論を待たないが、同時に NPO 等の住民団体が果たす役割も重要になってくる。住民同士の話題の中で河川の事が話されるなら住民の関心は一挙に高まることは明らかである、河川管理者が地域的、時間的、階層的な住民団体等の活動を、意見の差異にかかわらず支援することは今後の河川行政に大変有益であることは間違いない。

2-1-1 量的な住民意見の聴取にあたって

住民意見聴取にあたってしばしば問題となるのは関係住民の範囲である。文書、メール等での意見提出にあたっては、関係住民は意見を述べたい総ての人であり住民であることは明らかだが、量的な調査を行う場合の住民の範囲をどのようにするかは重要な課題である。

関係住民について大変興味ある試みが行われた。木津川河川事務所が行った桑子敏雄氏を

進行役にした住民対話集会在参考になる。誰でもいつでも簡単な手続きによって加わることができる対話集会の最終報告書に名前を出した人は37人であった。このうち3人を除いてすべて合併後の伊賀市民であった。ということは川上ダムに関する関係住民は伊賀市民がその出発点であるということの意味する。量的な調査の対象となる川上ダムの関係住民は伊賀市民から始めればよいということである。勿論異議が出されればその内容を検討した上、調査範囲を広げることもまた可能である。そこから得られたデータを比較検討することによって関係住民の範囲を決めて行けばよい。データが積み上げられればかなり高い確立で関係住民の意見を推定することが可能になってくる。

次に量的な住民意見の聴取方法について述べる。量的な調査は通常アンケート調査という方法が用いられるが、この方法で問題なのは設問の設定によってある程度恣意的な調査が可能だということである。これを防ぐには結果の公表だけでなく調査原票も含めて公開することが必要になる。調査方法の総てが公開されることによってその調査結果の信頼性が明らかになる。また対象とする住民の数が非常に大きな場合は、費用対効果から800から1000サンプルが最も効率がいいことは既に理論的に明確になっている。

今後内閣府で行った調査結果のデータも利用可能ということであるから、各種の調査データを集中的に管理分析することによって、住民意見の輪郭を浮かび上がらせることが可能になってくると思われるので、河川管理者は量的な住民意見の聴取を積極的に進めることを期待したい。

修正文案です。

2-2-1 住民の声を理解するために (22p)

a) 窓口の常設と広報活動がなぜ必要か

河川管理者が住民意見の聴取・反映を円滑に進め、かつ住民の「信頼」と「安心」を得るためには、河川管理者自らが現地に出向き、河川の現場で具体的に直接住民と対話することが重要である。現地で十分な時間をかけて関係住民の意見を聞き取り調査を行うことは、住民意見の質的な調査に有効であり、住民意見のより深い理解を可能にする。また、関係各事務所まで出かけて意見を述べようとは思わない住民にとっても、河川管理者が現地に行って対話を行うことによって、心を開き真意を述べる機会にもなることは容易に想像できる。

ただ、現地で具体的に直接住民と対話するにはその数に自ずから限度がある。このため常設の窓口を設けることが必要となる。常設の窓口はメール、文書等によって一般住民から広く意見を受け入れることが可能になり、また直接管理者を訪れる人にも対応できる。

ここで注意したいのは、現地で集めた住民意見の聴取内容を総ての職員が共有することである。各個人が情報を持っていてもそれが共有されなければその価値は低い。各人が集めて住民意見の情報と量的な住民意見の調査結果と相俟って住民意見の全体像が見えてくるのである。個々の住民意見から住民意見の全体像を浮かび上がらせることが必要である。

b) 住民と河川管理者との協働はなぜ必要か

住民意見を聴取しようとするとき、まず住民が充分理解しているかということが大切である。このため NPO 等の住民団体との協働が必要なことは先に述べたがここでは更に詳述したい。

住民の理解を促すためにはまず河川管理者が住民の言葉で判り易く住民に説明することから始まる。質問には判り易く対応し、誤解は可能な限り無くするよう努力する。間違ってもこの段階で議論することは避ける。問題点は住民同士で話し合っ整理し、あらためて河川管理者と対話を設定する。このことは議論の場ではないので、河川事務所が行うより住民自らや NPO 等の住民団体があたるのがふさわしい。河川管理者は住民団体に対し助成金等を出して住民団体の育成に努めなければならないが、運営には関与してはならない。目的はあくまでも住民の理解促進であって問題解決ではない。この活動は開催地域が特定の地域に集中しないように配慮するとともに、日時をおいて開催するなど時間的な広がりも考慮し、また若い人から高齢者までいきわたるような開催方法を考えて助成するよう務めなければならない。

住民の理解がある程度進んだところで、住民内の賛成グループ、反対グループに河川管理者も含めた議論の場に進むことになるが、この後は今後の課題である。(課題とは合意形成のロードマップの作成を意味する)

2-2-2 住民意見反映のための有効な方法

河川行政が大きな転換点に向えるとき、行政に従事する人にもまた大きな質的な変化に遭遇することになる。下記にその対応を記したい。

a) 住民意見の聴取と情報の集約

河川管理者は現地で現場で具体的に直接住民と対話する必要があることは既に述べた。「情報は媒体を通せば通すほど劣化する」ものであるから可能な限り人やその他の媒体を通さないようにしなければならない。したがって河川管理者は住民情報に敏感に反応する感性を磨く必要があると同時に充分説明責任を果たせなければならない。これは今後の河川行政にあたる総ての人について言える。住民に対して判り易い説明ができる素養がすべての河川管理者に求められると言うことである。

次に、現地で集めた住民意識の情報を、各事務所内で、各整備局内で、国交省内で集約し、情報の共有が必要である。これまでも個々の情報収集は行われてきたが情報の集約と共有が行われていなかった。行われても限定された範囲に止まっていたといえる。今後各河川管理者のもたらす情報が大量になることが予想されるので、各事務所内で情報の整理、集約を行い、所内で情報を共有するとともに整備局管内の情報も集約して比較検討を行い、地域の特性を割り出し、住民意見の全体像を見定めるためのシステムを必要となってくる。

No. 1

〈 答申「住民参加のさらなる進化に向けて」を批判する 〉

2017-3-27

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. はじめに

この命題は既に平成12年7月26日、第1回淀川水系流域委員会準備会議に於て具体的に諮問されている。

○ 淀川工事事務所 宮本

まさに今、寺田委員がおっしゃられたように、住民の意見を単に聴く、あるいは単に聴き置くということでは全然意味がないので、それをいかに我々が取り込み、計画をその場で見直したり修正したりするかが、今回の河川法改正の一番大きなところだと思っています。是非、「反映する」ということで押し進めていただきたい。

逆に、どうしたら住民の意見を反映できるのか、あるいは建設省がどうしたら反映させることができるのか、その辺についても是非、この準備会議で提言頂きたいと思います。〔議事録より〕

しかし、準備会議は短かく、4人でしかない構成の下で、「関係住民等の意見聴取方針」として限定的な意見聴取の基本方針と方法例を答申しに過ぎなかった。その後の流域委員会の役割の重要な課題であったが、「住民参加部会」が集中して審議入りしたのは、5年も経過した平成18年からであった。〔平成15年の部会が提言別冊で示しているものは形式的で弱い。〕

B. 答申の評価

端的に述べよう。「木を見て山を見ていない。」現在の流域住民達はいわゆる「官僚技術者集団による河川管理はもうご免だ!」と思っている。実質的に自分達が河川管理権を行使し、学者、技術者達に手助けして貰えれば良いのである。それを保障する法律を生み、構想の初めから流域住民が多数参画する流域協議会により「社会的合意を目指す」仕組みに

No. 2

と、真の「住民意見の反映」を可能とする「山」である。多弁を弄し、木々を解説しても、結局は河川管理者の裁量に任す「答申」でしかない。

この内質の背景にあるのは、一言にすれば「現体制容認」であろう。

現実には、現体制を変えなければ「新たな河川整備」の時は来ないのである。淀川水系流域委員会を不当に休止させ、変質させようとしている現河川管理者側の策動を見るにつけ、この「答申」の虚しさもひしひしと感じるところである。

C. 「合意形成のプロセス論」の危うさ

「きわめて重要なことだから仕方がない」「緊急に必要だから仕方がない」「費用対効果などが良いから仕方がない」「他に方法がない、あるいは代替案が採用されるから仕方がない」などの認識と判断にもとづく「個人としては反対だが仕方がない」という合意も形成され、河川管理者は住民のこの苦渋の意思を河川整備事業に反映させることが可能になる。

〔答申 P.29. 3-1. 下より13行から〕

このような「仕方がないでしよう論」は官僚が得意として来たところで、国土を荒らす「全国総合開発」の現場でよく聞かされてきたものである。住民の苦渋を腹中ニンマリと、計算づくの計画を推進させられてはタマッタモノじゃない。

重要な課題に真の解決が完全に認められない場合、「予防原則」を発動し、事業を凍結したり中止する事を河川管理者側に課すことが必要であり、「合意形成」の最前提であることを欠落させての「仕方がない合意形成論」は「河川管理者意志決定優先」を保証する危険な論説である。

2007/3/30

失望した答申書「住民参加のさらなる進化にむけて」

リバープロジェクト 木村 俊二郎

河川法の改正で私が一番注目しているのは、第16条の2第4項である。住民の声を反映し、住民の選択に委ねることによって、河川の恵みを継続的に享受できるシステムを作りことが可能になると考えるからである。住民意見の反映は河川整備計画策定の根幹にかかわる問題であり、これこそが今最も中心の課題だと考えている。河川管理者が淀川水系流域委員会に意見を求めたのは委員会設立当初からであり、私は6年間この答申を待っていた。残念ながら今回の答申は私が期待したものとは程遠いものであった。

今回の答申で、具体的に求めたのは「常設の窓口」「人材育成」「専門家パネルの設置」「自己評価」でしかない。「住民参加のさらなる進化にむけて」実施する必要があるのはこの程度のものでいいのか、こんなものなのか。今回の答申は住民意見反映に向けて住民対話集会を開催するなどの大きな一歩を踏み出した第一次淀川水系流域委員会の成果を停滞あるいは後退させるものにならないか大きな不安が残る。

提言別冊で提案された住民対話集会は、各地でいろいろな形の住民対話集会となり開催された。この住民対話集会を見て歩いた中で私が一番感じたことは下記の2点である。

- ①住民は対話集会を開くほど河川に対して十分な知識も得ていないし、十分理解しているとは言い難い。
- ②住民の意見を広く集めるシステムができていないし、住民もまた自らの意見を発表することに慣れていない。

以上ことから下記の提案をしたい。

- ①河川管理者だけでなく、住民団体との協働で住民の理解促進を図る必要がある。合意形成への道程の半ばまでは住民の理解を得る活動の積み重ねである。
- ②住民の理解促進にあたって、河川管理者は従来の広報計画を全面的に見直す必要がある。特に特定の地域に限定し、具体的かつ内容のある広報のあり方の研究を急がなければならない。
- ③広く住民意見聴取を行う方法の一つとして住民意識調査を実施することが望ましい。住民意識調査によって広範囲の表に出ない住民の意識を聴取することが可能になると同時に問題の所在を住民に知らせる効果も併せ持つ。

住民の理解を促すために

大切なのは河川管理者の顔が見える説明会に

各地、各種の住民集会で強く感じたのは、住民は河川について余り関心を持ってないし、十分に知らされてもないということだ。各地で住民説明会は開催されたが、参加した住民は限られており、また1回きりの説明会では住民には理解不可能である。判りやすい文書を作成し、判りやすい言葉で語りかけ、さらに住民間の対話を求めることによって住民は理解するのであって、これまでの説明会では充分理解できなし、ましてその場で意見を求められても応えられないのは当然である。今回は、住民に対する説明会の開催や説明文書が不十分であったことは管理者も含

め承知していることと思う。ただ何箇所かの住民説明会を見た中で私が評価したいのは河川管理者が一生懸命理解を求めようとした態度である。若い管理者のこの姿勢にはある種の感動を覚えた。コーディネーターを入れての説明会は、形は整っているものの住民の心を捉えるものにはならない。数多くのイベント開催の経験を有する私自身、当初は形を整えることも大切と思っていたが、説明会で最も必要なことは住民の心に訴えかける河川管理者の誠意だと結論に至った。住民の理解を得るためには、河川管理者が誠意を持って、現地で、具体的に、直接、住民に語りかけ、理解を求めることこそ最も必要である。

答申では「説明会による意見聴取・・・」としているが意見聴取は説明会の次のステップである。委員会の委員ですら当日資料を見せられて意見を求められても充分意見を述べられないように、まして住民にそれを求めるのは間違いだ。またコーディネーター方式を評価しているが、この効果は限定的であり、大切なのは河川管理者の顔が見える説明会でなければならない。

住民団体との協働で住民の理解促進を図るべきではないか

住民の理解を得るためには河川管理者と住民団体との協働が必要であることは今更結うまでもない。住民間の勉強会的な催しの開催を促し、住民の理解を深めることが求められる。河川管理者は直接的、間接的に、地域、階層等を考慮に入れながら、その内容に係わらず住民に勉強会的な集いも含めた活動に助成金を出すことによって、河川への関心を深め、理解を促すことが必要である。例えばダム反対の勉強会もあり得るが、助成金をその内容によって差別することはむしろ理解を阻害することと知るべきである。現在河川環境管理財団、近畿建設協会等を通じてある程度の助成金が出されているが、今後更に拡大する方向で検討するなかで、テーマ、地域を指定し企画を公募するなどの方法もある。但しその場合は応募内容等すべて公開しなければならない。広報の見直しもまた必要である

住民の理解促進にあたって広報もまた大切である。先の保全利用委員会では地方自治体への占用許可条件に河川愛護思想の広報の義務化を傍聴者発言したが、自治体の広報紙の協力を得るなどあらゆる機会を利用して河川の広報を行う必要がある。ただ、何でもやればいいのではなく、広報内容を明確にし、その対象、目的によって、どのような方法がいいのか情報の共有化を計り、経験を蓄積する必要がある。河川敷の利用等特定の地域に限定された課題と、琵琶湖の水位操作など広域の課題では広報のやり方は全く異なる。これまでの広報計画を見直し、有効な方法を見出すための事務所内、整備局内の情報の共有を急がねばならない。

住民対話集会の開催にあたって

住民説明会を終え、住民にある程度理解が出来た段階で初めて対話集会の開催が可能になる。住民が充分理解していないのに対話集会を開催するから「事実誤認にもとづいた議論が長く続く」ことになる。ワークショップ方式、住民対話集会、円卓対話討論会など組み合わせて、合意形成に向けて、ある時点から河川管理者も加わった対話集会を進めるのが妥当である。今回の住民対話集会ではワークショップ方式を採用したところでは問題の摘出、問題の優先順位はある程度目標を達成したが、合意形成に向けては道半ばであった。双方が合意した「論点の整理」が充分ではなかったと感じられた。これがないと議論が行きつ戻りつしN回開催ということになる。論点整理を行った上で最終のステップとして円卓対話討論会を開催し合意が成立すれば社会的合意と判断してもいいのではないか。ただ、そこには合意形成に至らぬ場合も当然あり得る。その場合

は住民の選択の問題に移行し、政治の問題となる。最終の円卓会議の開催要項についてはさらに議論が必要である。

どのような場合に対話集会は開かなければならないか

今回住民対話集会は二つのテーマで開催された。ダムと河川敷利用である。具体的な暮らしとの接点から見ると直接的ではないが社会的な広がりを持つ「ダム問題」と地域に限定された問題ではあるが住民にとっては具体的かつ直接的に係わる「河川敷の利用」の二つのテーマで、住民対話集会は開催された。この二つのテーマに対する住民の対応ないしは反応の違いを精査してみると、どのような範囲の住民にどのようなテーマで対話集会を開くことがいいのか、判るようなデータが得られる可能性があるように思う。現在、生データを入手していないので分析ができていないが、集会を開催した担当者は今後検討する価値はあるのではないかと。

住民意識調査の導入

住民の意見を知る方法として大きく分けると二つある。一つは質的な意見聴取であり、もう一つは量的な意見聴取である。質的な意見聴取には文書による方法、面談による方法等があり、これはある程度実施されてきたと見ていい。量的な意見聴取はこれまで行われなかった。署名簿等を積み上げられて、これが「住民の意見だ」と言われた場合、反論する論拠は持たなかった。住民意識調査を実施すれば、反対の意見が賛成を上回っていれば一応反対派の人たちもこの通りいきますよと言えることになるし、また住民は反対ですよと言える材料にもなる。住民間の対立があまりない問題では、住民はどのように理解しているのかなどをチェックすることも可能になる。また設問によっては、現在問題になっている点を住民に知らせる役割も果たすことが可能になる。絶えず住民意識をモニターしながら行政を進めれば効率的な運営もまた可能になる。この意見聴取で最大の課題はどのような方法で調査対象とするサンプルを選ぶかであり、どのような設問を用意するかである。これには専門的な技術と熟練が要求される。

住民の声は全職員で聞くべきではないか

行政に携るすべての公務員は住民の声に敏感であることは当然である。同時にその説明責任も果たす必要もある。これは行政にあたる人の専門的素養ではなく基本的な素養であり、今後ますますそのことの重要性は増すことになる。河川行政にあたる人も例外ではない。常に住民の声に耳を傾け、住民に対して説明責任を果たさねばならない。従って特定の「常設の窓口」で住民の声を聞くのではなく、現地で、直接、具体的に住民の声を聞く必要がある。住民の声を待つのではなく、現地に出かけ直接聞く必要がある。ただ、多くの職員が得た住民の声を集約し分析して類型化し、その情報を共有し、発信しなければ意味をなさない。事務所内で、整備局内で、本省内で情報を共有するなかで始めて住民の声は生かされることになる。必要なのは「常設の窓口」よりむしろ情報処理担当者ではないか。住民との接点が多ければ多いほど収集される情報量も増すことになるのは当然であるし、また情報量が多いほどより正確な住民の声が把握可能になる事は今更言うまでもない。今後の問題はその情報の処理にあたる人の養成である。

意味の乏しい専門家パネルの設置

基本は可能な限り直接住民の声を直接聞くべきであることは答申にも書いてある。住民も可能なら直接訴えることを望んでいる。特定のゲートを設け情報をコントロールする意図は現在では

まだ見られないが、必要が出てきたとき専門家パネルはその役割を果たすことになる。情報は媒体を通すことによって劣化する。住民の真意を聞き取るためには直接住民の声を聞くべきであり、住民には自らの声を代弁してくれる人を選ぶ権利はある。最も住民に近い意見をもつ人がその声を伝えるのが望ましい。専門家パネル設置の意図するところが、これまで住民の意見は特定の人、地域の有力者や地方議会議員を通じて署名などの形で提出されたが、これを断ち切るための手段であるとすればそれはそれなりに有効かも知れないが、専門家パネルは住民意見聴取を促進する有効な手段とはなり難い。

住民を3つに分けることの非合理性について

答申では「河川整備に向けた意見聴取のあり方」として住民を3つに分けその役割を説いている。まず3つに分けることが可能であるのか、例え分け得たとしても、「知恵」という曖昧な指標では流動性の大きな集団にしかない。ある程度固定された集団でなければその役割を説いても意味を成さない。この例外でも私が看過できないのは、極めて差別的な内容を持っているということだ。「専門知識を有する住民」が最も上位にあるとし、「知恵を有しない住民」は「その他の住民」となったが、「聴取に工夫を加えてもその成果が実らないとみなさざるをえない場合もある」として、一部住民の切捨ての論理は生きている。まず3つに分けることが可能なのかが不明、次に3つに分けることによって何を言おうとしているのかも不明、さらに一部住民の切り捨てと正に荒唐無稽の論理の上に差別的な思想が展開されている。このことは、年度始めに出された「傍聴者発言の規制」案と同じ底流を持つものであり、住民の声を蔑視し排除しようとする思想が見え隠れする。住民を3つに分けることが住民参加にどのような意味を持つのか、十分な説明はなされていない。

社会的合意について

第3章の主要な論点については異論はない。小さな個々の合意の束が社会的合意である。「言ったのにやってくれなかった」という不満が住民側に残らないとき、住民との合意は形成されたといえる。河川管理者の説得に納得した場合もあれば、河川管理者が住民の意見を取り入れたという場合もあろう。住民間の対話の結果もある。このような一つずつ合意の積み重ねによってできた「信頼」と「安心」は社会的合意といえる。

問題は合意形成が不可能な場合だ。総てにおいて合意形成が出来るわけではない。この場合は検討された総ての結果を公開し、住民の選択に任せるべきである。ダムを例に取るならば、ダム建設によってもたらされるもの、失うものをはっきりと明示し、賛成、反対の論点を整理し、住民の選択に任せるべきであろう。その場合関係住民をどこまでとするかであるが、選挙の争点となる範囲と考えるのが妥当ではではないか。勿論、関係住民の範囲は具体的な問題毎に、さらに議論する必要はある。

ただ、今後の課題として、合意形成に向けたステップを具体的に示さねばならない。どのような集会をどの段階で催すのかを整理し、最終的には論点整理を行った上で、論点毎の議論を行う円卓会議の開催が求められる。円卓会議のモデル的な開催要項は今後の重要な検討課題だ。

やはりレビューすべきは河川管理者だった

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会委員の公募が始まった。河川管理者は、「公募の方法は基本的にこれまでと同じで、自薦・他薦は問いません。」とのことであるが、それが大きな問題である。レビュー委員会では、「淀川水系流域委員会のこれまでの運営は、河川法に照らして妥当であった」との結論を得たが、委員全員が十分に活躍したとは言えず、特に二期の委員構成などには、住民の批判があったことは無視された。

河川管理者の発表によると、委員の条件として「委員の年齢は68歳(平成19年6月末日時点)未満とします。」としている。この条件のために第一期で熱心に活動してくれた多くの委員が、辞任させられたのだ。4年間、委員長、琵琶湖部会長、猪名川部会長として委員会を率いてくださった方、委員会に手弁当でも参加し淀川の環境のために重要な提言を続けてくださった方、その方々が、何の根拠もない年齢制限で委員を続けられなかったのだ。先生方のほとんどは、流域委員会の傍聴にもいらっしやらない。深く自尊心を傷つけられたからだ。

そのような犠牲を払って始まった二期委員会は、成功したであろうか。まず、今までの審議の復習に多くの時間を割いた。振り返りに時間がかかり審議がしばしば逆戻りし、二年間で議論に大きな進展はなかった。河川整備計画の審議のためには、提言に重要な役割を果たした多くの第一期委員を排除したのはマイナスだった。

一方で、河川工学者だという理由で、もともと一期から出席率も悪く、発言も少なかった委員を多く残した。それらの委員は、二期でも委員会に貢献しなかった。そのうちの一人は、河川工学者の中でも、最も出席が悪く発言もしてこなかったのに、第三期の選考委員まで引き受けているのだ。最も委員会に貢献しなかったのに、あまりにも恥知らずではないか。

私は、流域委員会に18年9月18日に「流域委員定年制は、もったいない」という意見書を提出したが、その後の10月10日の委員会でも、三期の委員について、定年制を撤廃し流域委員会の提言の根幹に関わる委員を継続させるように、河川管理者に要望している。河川管理者は、それも無視しようとしている。これも、前例のあることだ。第一期委員会でも、作業部会を設けて第二期委員について検討をしている。「さまざまな年齢の委員を入れる」「男女比を改善する」などの提言はことごとく無視された。あげくに持ち上がったのが、70歳定年制なのだ。全国のどこの諮問委員会に、そんな規則があるだろうか。そんなことをすれば、多くの大御所御用委員が仕事を失うだろう。河川管理者がそれを妥当とするなら、まず河川局の審議会で実践すべきだ。多くの一級河川の命運を、たった数人の河川工学者がいつまでも居座って、ろくにその川を見ることもなく、やっつけ仕事で、河川局の基本方針にお墨付きを与え続けているではないか。

淀川水系流域委員会のみ、定年制を設けるのはなぜか。それを口実に排除したい委員がいるからではないのか。つまり、今回は前流域委員長だ。第二期委員会は、それを恐れて河川管理者に要望を行った。それに答えることなく、前回どおりの条件を堅持するのは、淀川水系流域委員会に対して、私たち住民に対しての裏切りに他ならない。

委員としての働きではなく、定年制を理由の、重要な流域委員の排除は決して認められない。これは、河川管理者の住民への裏切りの証明である。近畿地方整備局長は、再度、抗議の矢面に立つことを覚悟すべきである。

淀川水系河川整備基本方針素案への意見

今本博健

第 67 回河川整備基本方針検討小委員会(07 年 5 月 28 日)に淀川水系河川整備基本方針素案とそれに関連する資料が提示された。

そこでは、「上下流のバランスをはかる」を大義名分として、中上流の基本高水ピーク流量の算定に制約条件をつけて、工事实施基本計画のものを修正している。また、これまで放置してきた狭窄部の開削に具体的な開削法を示し、積極的に取り組む姿勢も見せている。

しかし、ここで用いた制約条件は基本高水の論理構成を崩すものであり、決定された基本高水ピーク流量は論理性を欠いている。狭窄部の開削についても、流量が一定の場合に上流部の水位を下げるができるというプラス面のみを強調し、下流の流量増を招く恐れがあるというマイナス面に言及せず、客観性を欠いている。

結局、素案は工事实施基本計画に示されたダム必要性を強調することに終始しており、河川法改正の契機となった「河川環境の悪化」への配慮はまったく認められない。こうしたことは「基本高水ピーク流量を河道とダムあるいは遊水地に配分する」という考え方からの必然の結果であり、それを改めないかぎり、河川環境を重視した真の治水にはならない。

1 基本高水ピーク流量について

最も注目されるのは、「上流で氾濫していた水を人為的に集めて人工構造物である高い堤防の区間に導くため、下流部においては必ず安全に流下させる必要がある」を大義名分として、「下流とのバランスを考慮した中上流の基本高水ピーク流量を設定」しようとしていることである。

これは明らかに下流の安全を優先するものであり、「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要である」との記述と矛盾している。「流域全体の安全度の向上を図る必要があるが、下流の安全度を高くする」との趣旨を正確に理解できる記述にすべきではないか。

中上流地点の基本高水ピーク流量の決定手法は論理性を欠いている。

基本高水は、計画規模に応じて実績降雨を引伸ばした仮想降雨群(計画降雨群)から流出解析で算定される洪水群を参考として決定されるもので、計画規模の設定に恣意性が入る余地があるうえ引伸ばしやカバー率に論理的な曖昧さがあるという欠点があるものの、例えば既往最大洪水に比べて合理的で客観的なものであるとして、昭和 39(1969)年の河川法改正以来の工事实施基本計画から採用されるようになった。

各地点の基本高水は、それぞれの地点での計画降雨量と降雨パターンから決定されるため、計画規模の設定のしかたによっては、上流地点で基本高水に相当する洪水が生起した場合、下流地点で基本高水を超える洪水になることも当然あり得る。したがって、上流で基本高水となった場合でも、下流では必ず基本高水以下になるように決定したいのならば、「上流の計画規模をより小さなものにする」か「下流の計画規模をより大きなものにする」のが論理的な解決法である。

ところが素案では、上流の基本高水に上限を設け、下流で基本高水を超える洪水パターンを除外することで、上流の基本高水を小さめに決定しようとしている。不都合なデータを除外し、都合のいいデータのみを用いて決めた基本高水はもはや本来の基本高水とは「似て非なるもの」で

あり、論理性からいえば、このようなものに基本高水という名称を用いることは不適切である。

「上下流のバランスをはかる」ことを大義名分とし、下流の基準地点での 1/200 年の基本高水に固執するのなら、中下流の計画規模の 1/150 年および 1/100 年を撤回すべきであり、計画規模をそのままとすることに固執するのなら「大義名分」を棄却すべきである。そうしないのであれば、基本高水の理論を用いるべきでない。

これまで拒否してきた基本高水の切下げを、中上流に限ってとはいえ、なぜしようとしたのだろうか。工事実施基本計画の基本高水を用いていたのでは、それに対応するだけのダムをつくれないことに気づいたからではないだろうか。再設定した基本高水にはつくりたいダム分がきちんと含まれている。そこに恣意性を感じるといえば言いすぎだろうか。

2 計画高水流量について

計画高水流量は実現可能な河道の最大の流下能力を上限として設定される。素案ではこれを「限界流量」と呼んでいるが、限界流量の評価には多くの不確定要素が含まれ、素案の評価が真値とはいえない面がある。

例えば、素案では、限界流量を計画高水位以下を想定している。河川管理者は認めたがらんだろうが、堤防補強との関連で余裕高の部分を下断面に取り込める可能性があり、そうなれば限界流量も大きくなる。また、高水敷の掘削を環境面から困難と安易に判断している地点があるが、陸化した現状からすれば、環境面からも掘削が必要な地点もあり、この場合も限界流量をより大きく設定できることになる。

基本高水ピーク流量と計画高水流量の差は流量調節によって補うことになるが、素案に示された中上流の基本高水ピーク流量は工事実施基本計画のものより切下げられ、結果として、現在事業中の 4 つのダムと新たに桂川上流に小規模な洪水調節施設が必要とされている。これらが河川整備計画にどう位置づけられるか、それが今後の関心事である。

3 狭窄部の取扱いについて

これまでの工事実施基本計画でも「狭窄部の開削」は取り上げられていたが、下流の安全が保たれないという「下流側の理由」で放置されてきた。

素案では、「狭窄部上流で実現可能なあらゆる対策を講じても計画規模の洪水に対して浸水被害が解消できない場合には、必要最小限の範囲で狭窄部の流下能力を増大させるものとする」としており、「上流側の理由」に目を向けている。しかし、開削は「下流河道の整備状況を踏まえつつ行う」という条件が付加されており、実質的には工事実施基本計画の時となんら変りがない。

また素案では、「狭窄部を深さ方向に掘削すれば、下流の流量増を招くことなく上流の水位を低下できる」としているが、この記述は一面にしか目を向けていない。

流量が一定の場合に、下流の流れに影響を与えることなく狭窄部上流の水位を低下させることができるのであって、掘削によってこれまで氾濫していた水までが下流に流下されるようになれば、下流の流量は当然増加することになる。両面に触れた客観的な記述にすべきである。

狭窄部の取扱いで重要なことは「水理解析」を適切に行うことである。狭窄部上流の河道が緩勾配の場合、水面形は狭窄部入口の水位に支配される。これをいかに正確に推定するかはこれからの河川改修計画を左右するほどの重大事である。例えば岩倉峡の場合、洪水の痕跡から逆算された水位には最大と最小とで 1 m もの差のあることがわかっている。こうした問題を解決しなければ、上野遊水地の遊水機能を把握できず、ひいては川上ダムの必要性まで揺らぐことになる。

なお、狭窄部を開削した場合、ゲートを設置して所定以上の流量を下流に流さないようにする案が示されているが、これには人為的な制御が必要であり、実質不可能の可能性がある。

4 瀬田川洗堰の全閉解消について

素案では、瀬田川洗堰について、「人為的に琵琶湖沿岸の治水リスクを高めないように全閉操作を原則として行わない」という新たな方針が打ち出されている。しかし、下流が危険な場合には「全閉する」のであるから、実質的にはなんの変りもないのではないか。

全閉しない場合の放流量は、堰の操作方式にもよるが、それほど大きくはないはずである。全閉をしないことによって、琵琶湖の水位がどれだけ低下できるのか、またそれによって被害がどれだけ軽減されるのかを明らかにする必要がある。

全閉しないことにより、宇治地点および枚方地点の基本高水ピーク流量はそれぞれ+100m³/s および+500m³/s 増加することになっている。このように下流の増加が大きいのは特定の洪水パターンを重視しすぎたからではないだろうか。また、下流の基本高水ピーク流量に影響しない操作をした場合との差も明らかにしないと、この増加への納得は得られないのではないか。

5 河川環境を重視した整備を目指して

「基本高水を河道とダムに配分する」という現在の河川法に固執するかぎり、たとえ法目的に「河川環境の整備と保全」が追加されようとも、河川環境はますます悪化していく。

これを解決するには、河川法をさらに改正し、治水の目標を「水害の発生を防止する」ことから「水害による被害を軽減する」に転換し、いかなる大洪水に襲われようとも壊滅的な被害は防げるように、河川対応と流域対応を併用するようにする必要がある。

河川対応には、河道流下能力の増大、洪水流量の調節、危機管理といったものがある。重要なことは河川環境に重大な影響を及ぼさないようにすることであって、ダムについては、真に止むを得ない場合を除いて、原則として採用すべきでない。

流域対応には、保水・遊水機能の増大、洪水想定氾濫区域の管理、危機管理といったものがあるが、法制度の制約もあって、以前から指摘されながら積極的取り組みなかった。しかし、現在の法制度のもとでも直ちに実行できることも多い。警戒避難体制の確立はその一つであって、人的被害を回避するにはきわめて効果的である。土地利用の規制・誘導や建物の耐水化などはまちづくりとの連携でより進展させることができる。

いま重要なのは真に必要な施策を積上げることである。これまでの努力の成果によって現在の治水安全度はかなり高くなっているが、最大の弱点が堤防の脆弱性である。破堤は壊滅的被害を生む最大原因であり、越水しても破堤しにくい補強を最優先で実施する必要がある。基本高水や計画高水は一つの目安に過ぎず、治水の現状を知る尺度にすればいい。それらへの対応は当面の課題を克服してからにすればいい。

新たな河川整備を実現するには住民の理解と協力が不可欠である。水害危険地に住む住民はまずそのことを認識すべきであり、軽微な被害を受忍する覚悟が必要である。共助や公助も重要であるが、自助努力こそが被害を軽微にとどめる出発点なのである。

かつて、河川管理者が、社会から感謝され、尊敬された時代があった。いまは社会から批判を受けている。こうした批判にぜひ謙虚に耳を傾けて欲しい。そして、河川環境を重視した整備を実施することによって、再び「栄光の日々」を取り戻されることを願って止まない。

以上

淀川水系流域委員会の再開に際して

今本博健

07年1月に休止された淀川水系流域委員会が6か月以上経ってようやく再開されることになった。7月31日に発表された委員名簿によれば、継続委員のなかには委員会にほとんど出席しなかったものや途中で辞任を申し出たものなど、思わず首を傾げたくなる委員も散見されるが、各委員におかれては、よりよい河川整備計画の策定を目指して、原案の審議に全力を傾けられることを願っている。

今回の委員の選考では、河川管理者は大きな汚点を残した。せっかく委員候補推薦委員会を設置して、委員候補の公募を行い、委員会も公開しながら、自らが庶務を担当し、推薦委員会による推薦を新規候補のみに限定し、定数を上回る新規候補と前委員のなかから河川管理者が任意に委員を選ぶ、という不透明さを残してしまった。推薦委員会も、河川管理者の汚点到協力したということで、社会からの批判を受けねばならない。

どのような委員を選ぼうとも、河川管理者が選ぶことに社会は不信をもっているのである。第一次および第二次委員会での委員の選考で、実質上の選考を第三者機関に委ねたのは、こうした不信を払拭するためではなかったか。

05年9月の河川部長による「事業中のダムについての方針の発表」あるいは06年9月の局長による「委員会の休止発言」という委員会を無視した記者発表という不幸な出来事があったものの、委員会を担当した河川管理者には新たな理念のもとでの河川整備計画を作成しようとの意欲が感じられた。それがなぜ変節したのか。いまの担当者には変節したとの自覚すらないのではないか。

極言すれば、第三次委員会は「お手盛り委員会」なのである。委員は河川管理者の「お気に入り」なのである。社会はそのような疑惑の目でみていることを河川管理者および委員はまず自覚してほしい。

第一次および第二次の委員会は、「委員会の審議に従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指す」ことを実践してきた。新規委員はこれまでの委員会の活動をしっかりと把握していただきたい。継続委員はこれまでの委員会の骨格をきちんと引き継いでいただきたい。そのうえで、自らの見識と良心にしたがって、真摯な審議を行ってほしい。

第三次委員会が河川管理者主導の「御用委員会」になるようであれば、それは余りにも悲しいのではないか。「疑惑」を背負った不幸な出発であったにせよ、河川管理者との適度な緊張と協力のもとに、河川法改正の趣旨を反映した河川整備計画案を作成することが、河川管理者および委員会の任務であり、それを達成することが疑惑を払拭する唯一の方法である。

奮励努力されたい。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

「河川を住民に取り戻そう」 当日、傍聴者発言要旨

約6年間審議してきた淀川水系流域委員会が一方的に休止されています。淀川水系流域の河川整備基本方針について、国の審議会で結論が出たようです。

琵琶湖・淀川水系流域委員会の審議経過や意見書、提言、答申書も、流域住民の意見もほとんど反映されていません。国の審議会の委員は、近畿の河川専門家、有識者は少なく、議事録、発言内容も公開されていません。多くの委員は机上の議論を繰り返してきてきました。そして、全国の河川整備基本方針を決定しております。国の公共事業を官僚の思いのままに血税を使い巨額のダム建設やスーパー堤防建設事業を行っています。その影響は流域の河川環境を破壊しています。淀川水系流域を自然豊かな河川に復元する河川整備計画、政策を求めます。各種審議会も御用委員の提言、答申を、ほとんどそのまま、国の政策決定にしています。最近、国の借金が増える一方の状況で、無駄な公共事業費削減が答申がされるようになっていきます。

「琵琶湖・淀川水系流域河川を住民に取り戻す」ためには、住民自身が川に近付き、河川をよく知ることが必要です。国や地方自治体は、「主権在民」の精神に基づき、流域住民、納税者に説明責任を求めます。住民も意見や活動を活発にする必要があると思います。淀川水系流域関係流域の住民意見を反映する再開委員会運営を求める意見を申し上げます。

2007年8月2日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会

藪田秀雄

第3次淀川水系流域委員会について

7月31日、国土交通省近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会の委員決定を新聞発表しました。

新委員を見ると、第一に、一般公募を実施したということですが、一般公募方式が形骸化されたと考えられます。宇治川流域の意見を反映するために公募に応じた人が委員に選定されていないことが問題です。宇治川は、第2回淀川水系流域委員会においても審議不十分な河川であり（主として河川管理者の調査・検討結果報告や計画提示の遅れが原因）、琵琶湖から淀川へつながる淀川水系のキーポイントの河川です。この宇治川流域の意見を反映すべき委員が選定されなかったということは、第2回淀川水系流域委員会の審議経過をまったく考慮していない選定であり、非常に遺憾に思います。

一方で、これまで委員会への出席が少なく、委員として問題ありと私たち流域住民が思わざるをえない委員が、学識経験者ということで再び委員に選定されていることは疑問に思います。

これまでの淀川水系流域委員会は、審議の結果はもちろん重要ですが、その審議の過程を重要視してきたのではないかと思います。結果さえもらえればよいというやり方は、河川管理者にとって都合が良いのかもしれませんが、それでは流域住民の納得と理解は得られないし、淀川水系流域委員会の6年間のとりくみ・経過を無視することになります。

京都新聞8月2日朝刊は、「公募の中から選ばれたのは宮本さん一人だった。従来の委員選考に比べて整備局側の裁量が大きくなったことに批判があったが、整備局側は『専門や年齢などのバランスを考慮した。このメンバーで責任が全うできるはず』としている」と報道しています。

委員の実質上の選考を第3者機関に委ねた第1次、第2次委員会と異なって、推薦委員会による推薦を新規候補にのみ限定し、定数を上回る新規候補と前委員の中から河川管理者が任意に委員を選ぶことによって、河川管理者が委員選定の透明性、客観性を確保したと説明しても、結局は河川管理者にとって都合の良いように委員を選定したとその透明性と客観性に疑問を抱かれざるを得ない状況となるのです。この責任は、河川整備局とそれに協力した推薦委員会が負わなければならないものです。

新委員は、国民・流域住民に責任をもつ、改正河川法を遵守する、これまでの淀川水系流域委員会の活動をしっかりと認識する、そして自らの良心と見識にしたがって真摯な審議をおこなってもらいたい。中央の委員会で河川の現場も見ずに審議・決定する委員もおられるようですが、淀川水系流域においては現場を見ずに審議するなどということは許されないことは明白でしょう。

以上

拝啓
国土交通省近畿地方整備局
布村 明彦局長 殿

平成19年8月9日

祝 淀川水系流域委員会再開

(件名) 「しっかりしてや！！流域委員会」
～河川整備基本方針差し戻しにむけて～

拝 一 喝 如 雷 景月

(意見) 琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

貴殿が国交省近畿地方整備局長に就任以来、淀川水系流域河川整備は、流域関係住民の意見を無視し行政執行しています。この間、河川環境は悪化しており、復元困難な状態になっています。このような官僚的行政は、これ以上、容認できません。依って辞任を要求します。

淀川水系流域委員会 殿

平成19年8月8日

岡田 豊一

「淀川河川事務所が、清くて悠久の宇治川を濁（淀）んだ川にした?。」

平成19年3月6日淀川河川事務所所長外18名を京都地検に告訴しました。

宇治市においては、時代を遡れば、明治30年ごろ、デレーケの旧河川台帳付図（現在は、淀川河川事務所が所有）があり、同様のものも宇治市（宇治川河川敷地之図）にあり、旧河川法当時は、京都府が所管しており、決裁書および京都府公報（第349号）・河川敷地占用料徴収等より境界確定図と判明（京都府土木建設部治水総括室河川整備管理室副室長 山田氏 西村係長と協議）。つまり、底地の確定図を意味する。

ところが、国は昭和42年告示で河川区域図である現況河川台帳付図（一方的な図）を作成し、昭和45年頃から地元説明会が開催され、ほとんどの地権者が反対した（決裁書より）にも拘わらず、近畿建設協会・淀川工事事務所伏見出張所が積極的明示をおこない、反対を無視して朱線を入れ、昭和47年境界明示図を作成した。明示＝確定として公文書で回答。この図には、伏見出張所の職員と近畿建設協会の担当者の押印と宇治市長（宇治市固有の所有地）印および民地所有者数名のみで、財産部局長の整備局長（当時の建設局長）と 里道（認定道路）の財産部局長・京都府知事との署名・押印がない明示図・確定図となっている。したがって、当然、無効。京都府も河川区域を越えた部分は無効と断言している（京都府土木建築部 用地課 課長補佐 高木氏）。

また、昭和56年確定図が、当該地で確定したものが存在。その上、河川敷地境界証明書（当時、宮本所長）を発行した。この証明書の決裁書から昭和56年境界確定図に基づいて行われていて、上記 同様 財産部局長（建設局長・京都府知事）署名・押印がなく、無効の図面で、しかも河川区域をこえた部分まで証明しており、虚偽の証明書を作成した。

これについて、公文書で回答。虚偽の公文書である。

これら 一連の件で、内容証明等1年がかりで協議したが、「回答したとおりで、法的手続きをとられることも解決の一計とし、加えて、昭和56年境界明示図は適正に作成されたものと認識、今もその考えは変わっていない」と公文書で回答。

こうした経過があり、国を相手に平成18年(ワ)第393号官民境界確定無効確認請求事件の訴訟をしたところ、答弁書に虚偽があり（請求の原因に対する認否で、「5.5.(1)について」で、「……宇治市に道路としての占用の許可をしていない……」との記載があるが、近畿地方整備局総務課情報公開で、道路としての占用許可書を入手した。明らかに虚偽。他にも虚偽の内容がある。つまり、被告 国の代表者 杉浦正健法務大臣が法の最高責任者でありながら、司法に虚偽で応訴したことになる。忌々しき事態である。

なお、第2次改定版 公共用財産管理の手引き 監修 建設大臣官房会計課 編著
建設省財産管理研究会 ぎょうせい で P. 34 (注) 公物法による管理者であ
っても当該国有財産の財産部局長でなければ官民境界確定はできないとなっており、昭和
47年境界明示図・56年確定図いずれも、この要件をみたしていない。

以上。

なお、河川行政が、誤った方向に進まないよう、また、住民の意見が反映されるよう、今
回の件も貴会で調査・検証して頂きますようお願いいたします。



国近整淀占調第23号
平成17年10月28日

岡田 豊一 殿

淀川河川事務所長



お問い合わせに対する回答

記

常日頃は、河川行政にご理解を賜りありがとうございます。

さて、平成17年7月28日付け、7月29日付け、8月25日付け、9月16日付け、9月28日付け及び10月12日付け（近畿地方整備局長宛）の内容証明文書を含め、従前から宇治市槇島町幡貫地先についての相談等をお受けしている件については、平成17年7月15日付け国近整淀占調第14号における回答のとおりでございます。

ご不満がございましたら弁護士等専門家へご相談されるとともに必要がございましたら法的手続をとられることも解決の一計であると考えます。なお、当事務所では、昭和56年11月30日付け境界明示図は適正に作成されたものであると認識しており、その考えは現在に至っても変わっていないことを重ねてお伝えさせていただきます。

以 上

担 当：淀川河川事務所占用調整課
連絡先：072-843-2861



国近整淀占調第14号
平成17年 7月15日

岡田 豊一 殿

淀川河川事務所



平成17年6月9日付け及び7月3日付け文書について、下記のとおり調査の結果を回答します。

記

1. 昭和47年境界確定図は宇治市を含む河川隣接土地所有者と河川との境界を確定したものであるが、承諾印をいただいていない箇所（承諾が得られなかった箇所）については、境界は確定していない。
2. 昭和56年11月30日付け境界確定図は、昭和47年確定図で確定しなかった箇所の一部について境界確定を行ったものであり、宇治市は対象となっていない。
3. 貴殿から郵送された「平成元年2月23日の明示図面」及び「現場の測量図昭和60年頃」は、いずれも河川と河川隣接土地との境界を示す境界確定図ではない。
4. 平成13年2月1日付けの河川敷地境界証明書は、昭和56年11月30日付け境界確定図の証明を関係権利者からの請求に基づき発行したもので、正当なものである。

以上

第2次改訂版
**公共用財産
 管理の手引**
 いわゆる法定外公共

監修
 建設大臣官房会計課
 編著
 建設省財産管理研究会

ぎょうせい

23 公共用財産に関する特別法と管理者
 公共用財産に関する現行の特別法には、どのようなものがあるか。また、管理者は誰か。

図1 公共用財産に関する特別法としては、次のようなものがある。

- ① 道路法 (昭和七年六月一日 法律一八〇号)
- ② 河川法 (昭和九年七月二〇日 法律一六七号)
- ③ 公有水面埋立法 (大正一〇年四月九日 法律五七号)
- ④ 海岸法 (昭和二年五月二二日 法律一〇一号)
- ⑤ 港湾法 (昭和五年五月三二日 法律二一八号)
- ⑥ 漁港法 (昭和五年五月二日 法律一三七号)
- ⑦ 下水道法 (昭和三年四月二四日 法律七九号)
- ⑧ 自然公園法 (昭和三年六月一日 法律一六一号)
- ⑨ 都市公園法 (昭和二年四月二〇日 法律七九号)
- ⑩ 砂防法 (明治三〇年三月三〇日 法律三九号)
- ⑪ 地すべり防止法 (昭和三年三月三二日 法律三〇号)

法律	公共用財産		管理者		管理者の立場
	種類	指定区域	種類	指定区域	
道路法	一般国道	指定区域内	建設大臣	建設大臣	国の機関
			都道府県	都道府県	地方公共団体
河川法	一級河川	指定区域内	建設大臣	建設大臣	国の機関
			市町村	市町村	地方公共団体
海岸法	海岸保全区域	指定区域外	建設大臣	建設大臣	国の機関
			市町村	市町村	地方公共団体
下水道法	公共下水道	指定区域外	建設大臣	建設大臣	国の機関
			都道府県	都道府県	地方公共団体
港灣法	港灣	指定区域外	建設大臣	建設大臣	国の機関
			市町村	市町村	地方公共団体
漁港法	漁港	指定区域外	建設大臣	建設大臣	国の機関
			市町村	市町村	地方公共団体
砂防法	砂防指定地(砂防設備)準用地域	指定区域外	建設大臣	建設大臣	国の機関
			市町村	市町村	地方公共団体

⑫ 公物法による管理者であっても当該国有財産の財産部局長でなければ官民境界確定はできない。

まとめ(一覧表)

	河川法	道路法	民地・地権者
	財産部局長	財産部局長	
	建設局長印	京都府知事印	
昭和47年確定図	なし	なし	昭和47年決裁書には、ほとんどの地権者が反対し、同意が得られていない
昭和56年確定図	なし	なし	岡田友一氏は、私文書偽造で刑事事件として宇治署に届けをされたが、担当刑事に時効で立件できないといわれた。しかし、図面上は、同意したことになっているが、偽の同意で無効。

河川敷地境界証明書

河川区域を超えている(告示行為がなされていない)

昭和56年確定図・昭和47年確定図いずれも財産部局長印がなく、無効であり、無効の図面(昭和56年確定図)を用いて証明書を作成。